

令和2年3月12日

保護者のみなさま

世田谷区教育委員会
世田谷区子ども・若者部

学校休業期間中の緊急的なお弁当の配達について

小中学校の臨時休業により学校給食を中止している期間が長期化する中、給食がないことに伴い、ご家庭の経済的な理由や保護者の病気等により昼食を食べることができない小・中学生に対して、下記のとおり、緊急的に昼食としてお弁当をご家庭に配達する事業を実施いたします。このサービスが必要な方は、お申し込みください。

記

1 対象者

世田谷区内に在住し、経済的な理由や保護者の病気等により昼食を食べることができない小学生・中学生で、在宅でお弁当を受け取ることができる世帯の方

※注意事項

- 対象は世田谷区内在住の小学生・中学生です。
- 配達時間は午前9時～12時の間ですが、時間は指定できません。
- 区で決めたメニューの配達になります。
- 事故防止のため、アレルギー対応はできません。
- 電話での申込時にご事情をお聞きし、その後、申請書を提出していただきます。

2 利用料

昼食1食あたり100円（受取り時に業者にお支払いください。）

3 配送期間

令和2年3月16日（月）から3月25日（水）まで（平日7日間）

※申込日により、配送開始日が異なります。

また、申込数により、配送開始日が3月16日（月）より遅くなる場合もありますので、ご了承ください。

4 申込期間

令和2年3月13日（金）から3月19日（木）まで

※申込された方すべてが対象となるとは限りませんので、ご了承ください。

5 申込方法

電話で子ども家庭課までご連絡ください。ご事情をお聞きし、その後、申請書を提出していただき利用の可否を決定いたします。

申込先（子ども家庭課）：電話番号：03-5432-2406

申込時間 : 平日の午前8時30分～午後5時

※3月26日以降の配食について、「世田谷区子ども配食事業」が利用できる場合もありますので、詳細は、子ども家庭課までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

○緊急的な弁当配達に関するこ

子ども・若者部子ども家庭課

切れ目のない支援担当

TEL：03-5432-2406

FAX：03-5432-3081

○学校休業その他学校に関するこ

教育委員会事務局教育総務課

調整係

TEL：03-5432-2652

FAX：03-5432-3028